松山市市民意見公募手続実施要綱

制定　平成２０年３月２６日松山市要綱第１７号

（目的）

第１条　この要綱は，市民意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより，政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに市民参画を推進し，もって開かれた市政の実現及び住民自治の確立に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 市民意見公募手続　市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定過程において，政策等の案その他必要な事項を公表し，市民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに，提出された意見の概要，意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(2) 実施機関　市長，消防長，公営企業管理者，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，公平委員会，農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 市民等　次に掲げるものをいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に存する学校に在学する者

ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

（実施対象）

第３条　市民意見公募手続の実施対象となる政策等の策定は，次に掲げるものの制定，改定又は改廃とする。

(1) 総合計画等市の基本的な政策，個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定めるもの

(2) 市民等に義務を課し，又は権利を制限することを内容とするもの（公の施設の設置管理並びに市税の賦課徴収及び分担金，使用料，手数料その他金銭の徴収に関するものを除く。）

(3) 前各号に掲げるもののほか，実施機関が市民意見公募手続を実施する必要があると認めるもの

２　前項の規定にかかわらず，次に掲げるものについては，市民意見公募手続の対象としない。

(1) 緊急を要するもの又は軽易なもの

(2) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

(3) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項の規定による直接請求により議会に付議するもの

（予告）

第４条　実施機関は，次条の規定により政策等の案を公表する前に，広報紙又は市ホームページへの掲載等により，次に掲げる事項を予告するものとする。

(1) 政策等の案の名称

(2) 政策等の案を公表する日及び政策等の案に対する意見の提出期間

(3) 政策等の案の入手方法

（政策等の案の公表等）

第５条　実施機関は，第３条第１項に規定する政策等の策定を行おうとするときは，政策等の策定の意思決定前の適切な時期に政策等の案を公表しなければならない。

２　実施機関は，前項の規定により政策等の案を公表するときは，併せて政策等を策定する趣旨，目的及び背景並びに市民等が政策等の案を理解するうえで必要な関係資料を公表するものとする。

３　前２項の規定による公表は，次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 市民閲覧コーナーでの閲覧

(3) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

(4) 前各号に掲げるもののほか，実施機関が必要と認める方法

（広報手法の活用）

第６条　実施機関は，市民意見公募手続の実施を周知するため，本市が実施している広報手法の活用に努めるものとする。

（意見の提出）

第７条　実施機関は，第５条第１項の規定により政策等の案を公表する日から起算して３０日以上の期間を設けて，当該政策等の案について市民等から意見の提出を受けるもの

とする。ただし，やむを得ない理由があるときは，その理由を公表して意見の提出を受ける期間を３０日未満の期間とすることができる。

２　前項に規定する意見の提出方法は，次に掲げるとおりとする。

(1) 書面の持参又は郵送

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 前各号に掲げるもののほか，実施機関が適当と認める方法

３　意見を提出する市民等は，氏名及び住所（法人その他の団体にあっては，名称，事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名），連絡先その他実施機関が指定する事項を明らかにするものとする。

（提出された意見の取扱い）

第８条　実施機関は，前条の規定により提出された意見を考慮して，政策等の策定の意思決定を行うものとする。

２　実施機関は，提出された意見の概要，提出された意見に対する実施機関の考え方及び政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。ただし，次に掲げるものについては，この限りでない。

(1) 賛否の結論のみを示したもの

(2) 松山市情報公開条例（平成１２年条例第６１号）第７条に規定する非公開情報に該当するもの

３　前項に規定する公表に当たっては，意見を提出したものへの個別の回答は行わないものとする。

４　実施機関は，提出された意見の内容が類似するものは集約してそれに対する実施機関の考え方を公表することができる。

５　第５条第３項の規定は，第２項の規定による公表の方法について準用する。

（手続実施の特例）

第９条　実施機関は，次に掲げる場合は，市民意見公募手続を実施しないことができる。

(1) 審議会等（地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき設置される附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関をいう。）が市民意見公募手続に準じた手続を経て策定された報告，答申等に基づき政策等の策定を行う場合

(2) 政策等の策定に当たり，法令等に基づき実施する縦覧又は意見聴取の手続等が，市民意見公募手続と同等の効果を有すると認められる場合

（委任）

第１０条　この要綱の施行に関し必要な事項は，実施機関が別に定める。

付　則（平成２０年３月２６日要綱第１７号）

（施行期日）

１　この要綱は，平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に策定過程にある政策等については，この要綱は適用しない。